



師業と士業の由来——医師はなぜ医士ではないのか

西澤 弘

(労働政策研究・研修機構主任研究員)

I はじめに

世の中には種々様々な仕事があり、それらの仕事は多種多様な名前では呼ばれている。ハローワークの職業紹介業務に使用されている厚生労働省編職業分類の索引をみると、1万7209種の職業名が収録されている。そのうち漢字表記の職業名は、そのほとんどが仕事内容を表す言葉とその仕事に従事している人を示す接尾辞のふたつの部分で構成されている。たとえば、旋盤「工」は旋盤を使って金属を加工する人であり、会社の受付「係」は会社の受付において来訪者の応接・案内をする人である。

これ以外にも人を表すさまざまな接尾辞が使われている。主なものを挙げると、士（弁護士、消防士、電車運転士）、師（医師、美容師、葬儀師）、手（バス運転手、電話交換手）、人（調理人、集金人、管理人）、職（介護職、植木職、とび職）、員（教員、事務員、作業員）などである。

これらの接尾辞は、分野によって使われるものがおおそ決まっている。「工」は建築関係の仕事やものづくりの仕事（配管工、自動車組立工）、「官」は公務員の仕事（自衛官、警察官）、「家」（写真家、音楽家）や「者」（技術者、新聞記者）は専門職の仕事にそれぞれ使われることが多い。

これらの接尾辞のうち紛らわしいのは字音の同じ師と士である。両方とも主に専門的な仕事を表すときに用いられる。それでは、医師の師はなぜ士ではなく師を使うのか。なぜ弁護士は弁護士と表記しないのか。師と士を使い分けるルールは何か。本稿ではこれらの疑問について師と士の由来をたどりつつ両者の違いを明らかにしたい。

総務省の日本標準職業分類に設定されている小分類職業をみると、「～師」又は「～士」の表記になっているものは、その大半が大分類「専門的・技術的職業」に位置づけられている。それらの職業は、建設・測量、保健医療、社会福祉、法務、経営、その他の6つの分野にわたっているが、ここでは、紙幅の関係上、保健医療、法務、経営の3つの分野に限定して師業と士業の成り立ちをみていくことにする。

II 文字学的アプローチ

「士」の字義には諸説がある¹⁾。ある説によると、士はまさかりの刃を下に向けた象形文字であり、これは戦士階級の身分を表す兵器を表し、そこから兵士の意味に用いられる。また、杭を地上に立てたさまという。その音形から、こと（事）にあたる人、延いては下級の役人を指す。そこから転じて若者、学問を修める者をいう。一説に男根の形を表し、成年の男子を意味するという。また、字形は一と十であり、（一を聞いて十を知る）学問・知識のある人を表すとの説もある。

わが国では、奈良・平安時代以降、中国語における上述の意味を基本にして、士という漢字を①官位・俸禄を有する者、②さむらい、③軍人、④男子、⑤学問・道徳があって尊敬すべき人物などの意味で用いてきた。

他方、「師」という字義にも諸説がある²⁾。師は会意文字であり、偏も旁も小高い丘を意味し、古代、丘には軍隊が駐屯していたので、軍隊を表すという。転じて「おさ」の意味に用いる。一説には、偏は祭肉、旁は肉を切る刀を意味し、将軍が祭肉を携えて出発することを表すという。そこから転じて将軍、軍隊の意味に用いられる。師を先生の意味に用いるのは帥（すい）の借用という。また一説には、偏は大きな切り肉、旁は罪するの意味であるという。敵を処罰するために祭肉を奉じて出発する軍隊を意味し、転じて指導者を表す。

わが国では、奈良・平安時代以降、中国語とやや異なる意味で師を用いてきた。①師と為（し）の字音が同一であることから、「為（す）ること」（特定の仕事に従事する人）を「師」の字を借用して表記した³⁾。土師（はじ、土器・埴輪の製作人）、鋳物師（いもじ、鋳物職人）、工師（工匠をつかさどる官吏）などがその例である。師は諸々の工匠（たくみ）の称であり、ものづくりの職業を表すときに用いられた。②技術・技芸の専門家であることを表すときにも師が用いられた⁴⁾。陰陽師（おんみょうじ）、医師（くすし）⁵⁾、薬師（くすし）、経師（きょうじ）、絵師などがこの用法

に該当する。

平安時代から江戸時代までの間に実際に使われた士と師の用例、とりわけ職業名としての使われ方をみると⁶⁾、士の付いた名称は、さむらいの意味での士と男子の通称としての士にほぼ限定される。士が職業の従事者を表す接尾辞として使われるようになったのは明治時代以降のことである。

一方、師の付いた職業はいずれも上述の師の①と②の意味で使用されている。用例は多いとはいえ、現代的な意味での専門的職業の部類に入るのは、陰陽師、医師、薬師、連歌師、琵琶法師、田楽師、猿楽師などであり、そのうち本稿で扱う分野に該当する職業は医師と薬師だけである。したがって、大局的にみれば専門職の職業名の表記に師を使用するようになったのも明治時代以降のことであるといえよう。

Ⅲ 歴史的アプローチ

「～師」又は「～士」の付く職業名は、保健医療の分野に21職業、法務の分野に3職業、経営の分野に3職業ある。これらの職業は、いずれも法的な裏付けにより国が資格の交付にかかわっている国家資格の職業であるという点で共通している⁷⁾。

1 保健医療の分野

この分野の職業には、医師、薬剤師、看護師のように師の付くものと、理学療法士や歯科衛生士のように士の付くものがある。両者はどのように使い分けられているのだろうか。

まず、師の職業からみていく。

明治政府は、近代的な医事制度を導入するため明治7(1874)年に医制を制定した。医制にもとづいて医師開業試験や薬舗開業試験が実施され、医師免許や薬舗・薬舗主の制度が導入された。当初、医師開業試験の合格者はその専門分野を問わず医籍に登録されたが、明治16(1883)年に歯科医籍を分離して、明治39(1906)年に医師法と歯科医師法がそれぞれ制定された。ここに医師と歯科医師の名称が法律上確立した。

薬舗・薬舗主については、明治22(1889)年に薬品営業並薬品取扱規則が制定され、薬舗は薬局に、薬舗主は薬剤師にそれぞれ改称された。薬剤師の名称が法令で使用されたのは、これが最初である。その後、大正14(1925)年に薬剤師法が誕生した。

現在の獣医師の前身は、奈良・平安時代以降、農耕や兵役に使われた馬の治療を行っていた伯楽や馬医と呼ばれる者である。馬医の名称は明治に入っても使われていたが、牛や豚など食用動物の飼育が盛んになり、また動物の治療を専門に行う教育が開始されたこ

とから、明治18(1885)年に獣医免許規則が制定され、馬医は獣医に改称された。獣医師の名称が法律上定まったのは、大正15(1926)年の獣医師法によってである。

法律上の名称はひとまず措いて、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の名称が一般に普及したのはいつ頃のことであろうか。その足跡を政府の公的職業分類で確認してみよう⁸⁾。医師の名称は既に明治2(1869)年の駿河国を対象に実施された人口調査の職業分類に使用されている。この分類ではまだ馬医の名称が使われていたが、明治12(1879)年の甲斐国現在人別調の職業分類で初めて獣医の名称が使用された。その後、昭和5(1930)年の国勢調査用職業分類には獣医師の項目が設定されている。歯科医師の名称は明治10(1877)年の日本職業区分稿に登場する。薬剤師の名称が初めて職業分類に現れたのは明治38(1905)年に設定された内閣統計局の職業分類である。このように、これらの職業名は既に明治時代(獣医師のみ昭和初年)に広く使われていたと考えられる。

次に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の由来をみてみよう。江戸時代に按摩術や鍼灸術を行う者はそれぞれ按摩、鍼灸医と呼ばれていた。明治になると、西洋医学を推進する医制のもとで伝統的な按摩、鍼灸は医制の枠組み外の民間療法として扱われ、明治44(1911)年に免許鑑札の交付による営業許可制になった。更に、大正9(1920)年になると、それまで接骨医以外の者には認められていなかった柔道整復術と、大正時代に西洋から導入されたマッサージがともに営業許可の対象になった。第二次大戦後、開業を規制する鑑札制度は、施術を行う人に対する国家資格の免許に変わった。この点を強調するため昭和22(1947)年のあん摩・はり・きゅう・柔道整復等営業法は、1951年に、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法に改称された。

鍼灸師の名称は既に明治38(1905)年の内閣統計局の職業分類に使用されているが、あん摩師は第二次大戦以前の職業分類では按摩(又はあん摩)の表記に止まっている。柔道整復師は、昭和15(1940)年の国勢調査用職業分類に接骨師の名称で項目が設定されている。

現在の保健師、助産師、看護師のうち、助産師は産婆と呼ばれ、明治以前に既に女性の職業として確立していた。産婆の名称とその資格が公的に定まったのは、明治7(1874)年の医制と明治32(1899)年の産婆規則によってである。日本で最初の看護学校は明治18(1885)年に設立された。当時はまだ看護に関する

資格制度が導入されておらず、そのため看護の仕事に従事する者は看護婦や看護人と呼ばれていた。看護婦に資格制度が導入されたのは大正4(1915)年の看護婦規則による。保健婦は昭和12(1937)年の保健所法で名称が確立し、昭和16(1941)年の保健婦規則によって資格が規定された。

これら3つの職業は大卒で看護分野の職業に該当することから、第二次大戦後、ひとつの法律(昭和23(1948)年保健婦助産婦看護婦法)のもとに業務や資格が定められた。その後、看護業務に従事する男性の名称を看護士とし(上述の通り「士」は男性を指す)、男性が保健指導の業務に参入することが認められた(保健士という)。これらの改正を経て平成14(2002)年に男女を問わず保健師、看護師の名称を使用することになった⁹⁾。この時、助産業務への男性の参入は認められなかったが、他の2職業の名称変更に合わせて助産婦も助産師に改称された。

以上はすべて師の付く職業である。これらの職業には、①医療分野の技術的な職業であること、②第二次大戦前に既に職業として成立していたこと、の2つの共通点がある。これが職業名に師を付ける基準になっていると考えられる。

士の付く職業は医療技術の職業(医師・歯科医師の指示のもとに業務を遂行する職業)にみられるが、この分野には師の付く職業もある。このため師と士の使い分けのルールがわかりにくくなっている。とりわけ紛らわしいのは「ぎし」の名称である。診療放射線技師と臨床検査技師には「技師」が、臨床工学技士には「技士」がそれぞれ使われている。技師と技士の使い分けは職業の性質ではなく、当該職業の成立時期に関係しているとみられる。人体のレントゲン撮影の業務と医療分野における検体検査業務は、既に第二次大戦前に職業として認知されており、そのことが1951年の診療放射線技師法と1958年の衛生検査技師法で技師の名称を使用する根拠になっていると考えられる。他方、臨床工学技士は技術的な職業であるが、職業として成立したのは1987年の臨床工学技士法によってである。

歯科技工士は、明らかに技術的な職業である。歯科技工士法が成立したのは第二次大戦後の1955年であるが、昭和15(1940)年の国勢調査用職業分類には既に歯科技工の項目が設定されており、歯科技工の業務が第二次大戦前に職業として成立していたことを示している。つまり、歯科技工士は師の名称に関する上述の基準を満たしているにもかかわらず、接尾辞には「師」ではなく「士」が使われている。この点は究

明する必要があるが、(紙幅の関係上、結論を急ぐと)第二次大戦後に生まれた職業には、当該職業の性質を問わず「士」を共通の接尾辞として使用することがルールになっているとみられる。

2 法務の分野

この分野の士業は、弁護士、弁理士、司法書士である¹⁰⁾。

明治5(1872)年に司法職務定制が制定され、裁判所の構成や検事の設置とともに、代言人、証書人、代書人の制度が導入された。その後、代言人の名称は明治26(1893)年の弁護士法で弁護士に、証書人は明治41(1908)年の公証人法で公証人にそれぞれ改称された。代書人の仕事は、次第に司法関連の代書業務とそれ以外の代書業務に分かれた。前者は大正8(1919)年の司法代書人法で業務と資格が規定され、司法代書人は昭和10(1935)年の司法書士法で司法書士に改称された。後者は大正9(1920)年の代書人規則を経て、昭和26(1951)年の行政書士法で業務と資格が確立した。また、昭和43(1968)年には行政書士の業務のうち一部を分離して、社会保険労務士が誕生した。

ここで興味深いことは、代言人と代書人はいずれも士の付く職業名に改称されたが、証書人だけは現在も接尾辞が「人」のままであるという点である。「人」と「士」はどのような理由で使い分けしているのだろうか。弁護士、公証人、司法書士の三者は、法律上、いずれも試験による職業資格である。しかし、公証人は、証書人の時代に試験によらず法曹界や学識経験者から任命する慣習が生まれ、それが定着した。そのことが公証「士」ではなく公証「人」になった大きな要因であると考えられる。

現在の弁理士の前身は、明治32(1899)年に制定された特許代理業者規則である。明治18(1885)年の専売特許条例によって特許制度が導入され、同32(1899)年には外国人にも特許の出願を認める特許法が成立した。特許代理業者は、特許の出願代理制度を整備する必要から生まれたものである。特許代理業者は、明治42(1909)年に特許弁理士に改称され、更に大正10(1921)年の弁理士法の制定以降、弁理士の名称が用いられるようになった。

これらの法務関係の職業のうち最も早く政府の職業分類に登場したのは、代書人(明治10年の日本職業区分稿)である。その後、司法代書人が昭和15年の国勢調査用職業分類に設定されている。弁護士は明治38年の内閣統計局職業分類に登場し、これは職業分類に士の付く職業が設定された最初の例である。弁理

士は、大正9（1920）年の第1回国勢調査用職業分類に特許弁理士が設定されている。

3 経営の分野

この分野の士業は公認会計士、税理士、社会保険労務士である¹¹⁾。

日露戦争後、不況を経験して会計監査制度を求めた声が高まったが、大正3（1914）年に国会に提出された会計監査士法案は成立に至らず、その後、昭和2（1927）年の計理士法によって会計士の制度が初めて導入された。この計理士が現在の公認会計士の前身である。計理士の業務は企業会計と税務が中心であり、監査業務を中心とした現在の公認会計士の仕事とはその力点の置き方がやや異なっていた。

明治時代の半ばを過ぎる頃には、税制が次第に整備された結果、税収にしめる商工業者の割合が上昇した。このような状況を背景にして税務相談や申告の代理が職業として成立するようになった。当時、これらの仕事は税務代弁者と呼ばれる者が行っていたが、従事者や活動を規制する法令はなかった。その後、昭和17（1942）年に税務代理士法が成立して、現在の税理士の前身である税務代理士が誕生した。

これら3つの職業のうち計理士は昭和5年の国勢調査用職業分類に設定されているが、公認会計士、税務代理士/税理士、社会保険労務士の名称はいずれも第二次大戦後にならないと職業分類に登場しない。

以上、法務と経営の分野においては、専門家であることを表す接尾辞には、職業の技術的性質及びその成立時期を問わず士が共通して使用されている。

IV 結論

保健医療、法務、経営の各分野における師又は士の付く職業についてこれまで紹介してきたことをまとめると次のようになる。①師又は士の付く職業は、法律で業務や試験内容等が規定された国家資格の職業である。②師の付く職業は技術を有する専門家であることを表しており、接尾辞としての師は奈良・平安時代から使用されてきた歴史的な職業名表記である。現在では、保健医療の分野における技術的な職業であること、かつ第二次大戦前に既に職業として成立している（又は認知されている）ことの2点が師の付く職業の共通項になっている。③士は明治時代になって西洋の制度を導入するようになってから使われ始めた職業名表記である。当初は技術的な職業以外に用いられていたが、その後、職業の性質及びその成立時期を問わ

ず、専門的な性質の職業を表す共通の接尾辞として使用されている。師と士は、ジェンダーフリーの観点から職業名を設定する場合の接尾辞としても使用されている。

- 1), 2) ここでの記述は、尾崎ら（1992）、貝塚ら（1988）、新潮社（2007）、諸橋ら（1988）に拠っている。
- 3) 大槻（1972）
- 4) 上田・松井（1971）等
- 5) 医師は官医、町医とも診療だけでなく薬剤の調合も行っていたので「くすし」と呼ばれた。15世紀頃の典業寮には医博士、女医博士、鍼博士、按摩博士などの専門家がいて医師を指導していたという（遠藤、第1巻：157）。鍼博士は鍼と灸の両分野を掌り、この頃既に鍼、灸、按摩の名称が使われていた。
- 6) ここでの記述は、遠藤（1991）、笹間（1992）に拠っている。
- 7) 栄養士の資格は、国家資格であるが、他の資格と異なり国家試験は実施されていない。栄養士の免許を取得するには、栄養士養成施設等で2年以上栄養士としての必要な知識・技能を修得する必要がある。
- 8) 各職業分類の項目については、三瀧（1983）に拠っている。
- 9) これと同様に、女性の就業者が優勢であった職業に男性が参入し、その結果、職業名の変更された例には保育士がある（保母・保父を保育士に統一）。
- 10) 日本標準職業分類の中分類「法務従事者」には、これらの3職業以外に、土地家屋調査士が例示として挙げられている。土地家屋調査士は、1950年の土地家屋調査士法によって制度が定められた不動産表示の登記等に従事する専門家（国家資格）である。
- 11) 日本標準職業分類の中分類「経営・金融・保険専門職業従事者」には、これらの3職業以外に、中小企業診断士が例示として挙げられている。中小企業診断士は、1963年の中小企業支援法に規定された中小企業の経営診断に従事する専門家（国家資格）である。

参考文献

- 上田萬年・松井簡治（1971）『修訂 大日本国語辞典』富山房。
 遠藤元男（1991）『ヴィジュアル史料 日本職人史』全4巻、雄山閣出版。
 大槻文彦（1972）『新訂 大言海』富山房。
 尾崎雄二郎・西岡弘・山田俊雄・都留春雄・山田勝美編（1992）『大字源』角川書店。
 貝塚茂樹・藤野岩友・小野忍編（1988）『角川漢和辞典』角川書店。
 笹間良彦（1992）『資料 日本歴史図録』柏書房。
 新潮社編（2007）『新潮 日本語漢字辞典』新潮社。
 三瀧信邦（1983）『経済統計分類論』有斐閣。
 諸橋徹次・鎌田正・米山寅太郎（1988）『広漢和辞典』大修館書店。

にしざわ・ひろし 労働政策研究・研修機構キャリア支援部門主任研究員。最近の研究成果に『職業相関表-2万人のデータからみた職業の類似性-』（JILPT資料シリーズ No.130, 2014年）。心理学専攻。